

## 第3回名立区地域協議会 次第

日時：平成26年5月28日(水) 午後6時30分から  
場所：名立区総合事務所 2階第2会議室

### 1 開 会

### 2 協議事項

(1) 地域活動支援事業の追加募集について ... 資料 1

(2) 自主的審議事項について

### 3 報告事項

(1) 名立分遣所移転に伴う工事について

### 4 その他事項

(1) 第6期介護保険事業計画等について ... 資料 2

(2) 平成26年度第4回地域協議会の開催予定

・平成26年 月 日( )午後 時 分から

### 5 閉 会

# 追加募集

[上越市地域活動支援事業 平成26年度実施分 名立区募集要項]

～ 身近な地域から はじまる はじめる よりよいまちづくり ～

**私たちの地域をもっとよくする  
「まちづくり活動」の提案を  
募集します!!**

身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんの発意により実施する事業について支援を行います。

私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。

平成26年度で実施を予定する事業について、下記のとおり提案を募集します。奮ってご応募ください。



## 募集期間

**平成26年 月 日( )から 月 日( )まで募集します**

## 対象事業

～ 事業の内容～

- ・ 団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～ 事業を提案できる方～

- ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等又は営利法人を除く。）

## 名立区の将来像「山～川～海の恵みをいかし、だれもが 住みよいまちづくり」の実現に向けて取り組む事業を募集します

生活環境の向上や景観づくり、文化やスポーツの振興、安全安心な地域づくり、健康や福祉の向上など「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

ただし、次のような事業は対象とはなりません。

- ・ 政治・宗教活動を目的とする事業や公序良俗に反する事業
- ・ 国・県・市の他の補助制度と重複し助成を受けようとする事業
- ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業  
（事業計画の策定や推進のための会議など）
- ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

## 応募方法

所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面など）とあわせ、名立区総合事務所に持参してください。

## ポイント!

- ・「助成事業」について、補助金の交付決定前に事業を着手した場合（事業提案書の提出日以降に限る）も対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、名立区総合事務所へ事前にご相談ください。
- ・自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。
- ・事業提案書、Q & A、補助金交付申請書等の用紙は、各総合事務所及びまちづくりセンターの窓口で配布します。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

## 助成事業の支援内容

事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

## ポイント!

- ・助成事業を行う上で要した経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。  
応募や実績報告などに要した事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）  
応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃等）に要する経費  
応募団体の人が飲食を行う経費（事業者の弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等や会議時のお茶代・菓子代も対象外です。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）  
金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため対象外とします）  
営利法人からの提案は対象外とします。  
その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- ・平成27年3月31日までに事業を完了（経費の支払いを含む）するとともに、名立区総合事務所に実績報告書を提出してください。

## 助成事業の補助金額

名立区における補助金の総額は下記のとおりです。この金額の範囲内で補助します。

# 名立区の補助金総額 101万5千円

## 助成事業の補助率及び補助金の交付

名立区では、助成を受けることができる事業は5万円を超える事業とします。また、事業費の上限は設けません。なお、補助率は補助対象経費の100%を原則とし、補助金は千円単位で交付します。

補助金の支払いは、事業が完了し実績報告書を検収した後となりますが、必要に応じて概算払い請求を行うことができます。

## ポイント!

- ・事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助金希望額どおりとならない場合があります。

## 提案された事業の審査と決定

- ・提案された助成事業の採択の可否等について、名立区地域協議会で審査を行い、採択等を決定します。
- ・地域協議会での審査結果に基づき、市長（名立区総合事務所長）が事業採択の決定を行います。

・名立区における審査の項目と視点は次のとおりです。

## (1) 名立区の採択方針

名立区の地域特性・地域資源である豊かな自然の恵み（不動山～名立川～日本海のラインを縦軸とし、その周辺に広がる豊かな自然）をいかし、「だれもがいつまでも住みよいまちづくり」に向けて、地域住民が自主的、主体的に取り組む事業を採択する。

### 事業の例

1. 地域特性、地域資源をいかしたまちづくり事業  
（個性豊かな住みよい地域社会の構築）  
（地域の特性をいかした産業振興） など
2. 景観形成、生活環境の向上事業  
（地域の景観づくり、生活環境の改善） など
3. 安全・安心な地域づくり事業  
（安全安心な地域づくりの推進） など
4. 健康・福祉の充実事業  
（保健、医療または福祉の推進） など
5. 教育・文化・スポーツ活動の振興事業  
（子どもの健全育成）  
（地域の伝統、文化、郷土芸能またはスポーツの振興） など
6. 自然環境保全事業  
（自然保護、環境保全） など
7. 観光資源をいかしたまちづくり事業  
（地域の特性をいかした観光振興） など
8. 地域間等の交流事業  
（地域の特性をいかした都市との交流、地域間交流） など
9. その他、名立区の活性化につながる事業

## (2) 基本審査・共通審査基準 …すべての地域自治体の審査で共通するものです。

・基本審査は、提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するものです。

### 共通審査基準の項目と視点

審査項目	審査の視点
公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか</li> <li>・全市的な方向性と合致しているか</li> <li>・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか</li> </ul>
必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情や住民要望に対応したものか</li> <li>・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか</li> <li>・緊急性の高い提案事業であるか</li> <li>・ほかの方法で代替できないものであるか</li> </ul>
実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか</li> <li>・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか</li> <li>・資金調達の規模や時期に無理はないか</li> </ul>
参加性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業の実施に当たり、多くの住民等の参加が期待できるものか</li> </ul>
発展性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな取組の視点はあるか</li> <li>・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか</li> <li>・助成事業等の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか</li> </ul>

### (3)名立区独自の審査基準

#### 名立区独自の審査基準の項目と視点

審査項目	審査の視点
地域課題	・地域の課題についての認識はあるか
地域特性・地域資源の視点	・地域特性・地域資源が何か的確にとらえているか
地域特性・地域資源の活用方法	・地域特性・地域資源を有効に活用しているか
事業効果	・この事業で何を期待するか ・地域課題の解消につながるものか
名立区の将来像	・将来像とのつながりや整合性があるか

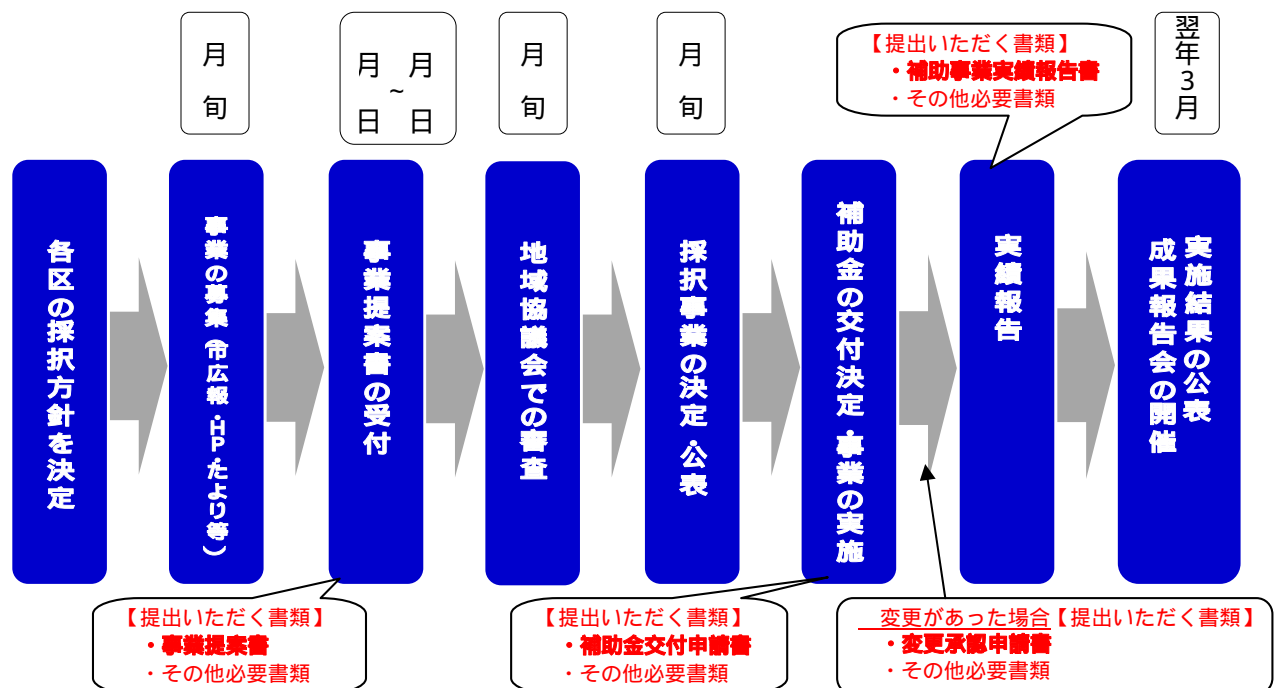
#### ポイント！

- ・地域協議会の審査では、「基本審査」、「共通審査基準」及び「名立区独自の審査基準」のそれぞれの結果を踏まえ、総合的に判断します。
- ・審査にあたり、必要に応じて提案者の説明（プレゼンテーション）を実施します。
- ・事業実施にあたり、地域協議会で事業実施内容に条件を付する場合があります。

#### 事業の紹介・公表

- ・提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- ・また、実施した事業について、事例集の作成や、成果発表会を予定していますので、助成事業で応募される場合は、あらかじめご了承ください。

#### フロー図（事業実施の流れ）



名立区の事業はこちらまでお問い合わせ・ご応募ください！

地域自治区	事務所	所在地(電話番号等)
名立区	名立区総合事務所 総務・地域振興グループ	名立区名立大町 365-1 TEL 025-537-2121 内線 223 FAX 025-537-2973

申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ & A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください！

## 上越市の高齢者人口等と施設等の整備状況について

## 1 当市における高齢者人口と介護認定状況・推計

	第5期	第6期			第7期	第8期	第9期
	H26.3	H27	H28	H29	H31	H34	H37
人口(人)	200,785	199,386	197,643	195,843	193,613	190,293	186,972
高齢者人口(人)	56,835	59,629	62,237	62,375	62,537	62,446	62,355
高齢化率(%)	28.31	29.90	31.49	31.85	32.30	32.80	33.30

・人口、高齢者人口、高齢化率は、人口問題研究所データを基に推計

## 2 施設等の整備状況

	第4期計画まで	第5期計画	合計	備考
特別養護 老人ホーム	1,273床 (16施設)	100床 (1施設)	1,373床 (17施設)	施設サービス (小規模特養を含め1,518床)
小規模特別 養護老人ホーム	87床 (3施設)	58床 (2施設)	145床 (5施設)	地域密着型サービス
老人保健施設	917床 (9施設)	-	917床 (9施設)	施設サービス
介護付有料 老人ホーム	249床 (5施設)	50床 (1施設)	299床 (6施設)	居宅サービス
認知症高齢者 グループホーム	402床 (26施設)	39床 (2施設)	441床 (28施設)	地域密着型サービス
小規模多機能型 居宅介護事業所	290人 (12施設)	168人 (7施設)	458人 (19施設)	地域密着型サービス (人数は登録定員)
定期巡回・随時対応 型訪問介護看護		5事業所	5事業所	地域密着型サービス (第5期に創設)

(参考) 平成26年1月現在の特別養護老人ホーム入所申込者1,259人(実数)

## 3 県内圏域別の施設の整備状況

第5期介護保険事業計画値を反映後

		1	2	3	4	5	6	7	計・平均	上越市
特 養	圏域	佐渡	上越	魚沼	新潟	下越	中越	県央	-	-
	整備数	708	2,364	1,839	5,893	1,543	2,725	1,347	16,419	1,518
	10万人	3,066	2,840	2,801	2,480	2,394	2,347	2,088	2,508	2,694

・10万人は、高齢者人口10万人当たりの整備状況

## 4 整備方針の考え方

- ・特別養護老人ホームの新設については、市内全域を対象とする。
- ・各法人から要望を受けている増床や転換については、その対応について検討する。
- ・特別養護老人ホーム以外の施設等については、施設の特徴を踏まえ整備の在り方を検討する。

